



# 山形県公報

平成19年5月11日(金)  
第1839号  
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

|                     |                     |     |
|---------------------|---------------------|-----|
| 歳入の収納の事務の委託.....    | ( 児童家庭課 ) ...       | 803 |
| 応急入院指定病院の指定.....    | ( 障がい福祉課 ) ...      | 804 |
| 土地改良区の役員の就任の届出..... | ( 村山総合支庁農村計画課 ) ... | 同   |
| 土地改良区の定款変更の認可.....  | ( 同 ) ...           | 同   |
| 同.....              | ( 庄内総合支庁農村計画課 ) ... | 同   |
| 県道の供用の開始.....       | ( 置賜総合支庁建設総務課 ) ... | 805 |

### 人事委員会関係

#### 告 示

|                                 |     |
|---------------------------------|-----|
| 平成19年度山形県職員採用試験(大学卒業程度)の実施..... | 同   |
| 平成19年度山形県警察官採用試験の実施.....        | 808 |

### 公 告

|                               |                     |     |
|-------------------------------|---------------------|-----|
| 一般競争入札の公告.....                | ( 税 政 課 ) ...       | 811 |
| 特定非営利活動法人の設立の認証の申請.....       | ( 村山総合支庁企画振興課 ) ... | 813 |
| 農地保有合理化事業の実施に関する規程の変更の承認..... | ( 村山総合支庁農業振興課 ) ... | 814 |
| 一般競争入札の公告.....                | ( 教育委員会 ) ...       | 同   |
| 同.....                        | ( 公安委員会 ) ...       | 815 |
| 同.....                        | ( 同 ) ...           | 816 |
| 特定調達契約に係る落札者の公告.....          | ( 病院事業局 ) ...       | 817 |

### 正 誤

## 告 示

#### 山形県告示第522号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、次のとおり歳入の収納の事務を委託した。

平成19年5月11日

山形県知事 齋 藤 弘

- 委託した収納事務  
保育士登録申請手数料、保育士登録証書換え交付手数料及び保育士登録証再交付手数料の収納事務
- 受託者の名称及び所在地
  - 名 称 社会福祉法人日本保育協会
  - 所在地 東京都渋谷区神宮前五丁目53番1号
- 委託期間 平成19年4月1日から平成20年3月31日まで

## 山形県告示第523号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第33条の4第1項の規定により、応急入院指定病院を次のとおり指定した。

平成19年5月11日

山形県知事 齋 藤 弘

| 名 称               | 所 在 地         | 指 定 期 間                     |
|-------------------|---------------|-----------------------------|
| 医療法人社団公德会<br>若宮病院 | 山形市吉原二丁目15番3号 | 平成19年4月1日から<br>平成20年3月31日まで |

## 山形県告示第524号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、最上川中流土地改良区の役員に次の者が就任した旨の届出があった。

平成19年5月11日

山形県知事 齋 藤 弘

| 理事及び監事の別 | 氏 名       | 住 所        |
|----------|-----------|------------|
| 理 事      | 東 海 林 貞 悦 | 山形市大字洪江248 |

## 山形県告示第525号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成19年5月11日

山形県知事 齋 藤 弘

- 土地改良区の名称  
大江町土地改良区
- 事務所の所在地  
西村山郡大江町大字本郷戊276番地13
- 認可年月日  
平成19年4月27日
- その他  
この認可の取消しの訴えは、山形県を被告として(訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。)認可のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

## 山形県告示第526号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成19年5月11日

山形県知事 齋 藤 弘

- 土地改良区の名称  
庄内赤川土地改良区
- 事務所の所在地  
鶴岡市馬場町7番35号
- 認可年月日  
平成19年5月1日
- その他  
この認可の取消しの訴えは、山形県を被告として(訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。)認可のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

## 山形県告示第527号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建設総務課において平成19年5月11日から同月24日まで縦覧に供する。

平成19年5月11日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 路線名 大塚米沢線
- 2 供用開始の区間 東置賜郡川西町大字堀金字坂町2162から  
同 1456番1まで
- 3 供用開始の期日 平成19年5月11日

## 人事委員会関係

### 告 示

## 山形県人事委員会告示第1号

平成19年度山形県職員採用試験を次のとおり実施する。

平成19年5月11日

山形県人事委員会  
委員長 古 澤 茂 堂

- 1 試験の名称  
平成19年度山形県職員採用試験（大学卒業程度）
- 2 試験区分及び採用予定人員  
行政約30名、警察行政若干名、福祉・心理若干名、総合土木約5名、建築若干名、化学若干名、一般農業約5名、林業若干名、電気若干名、電子若干名、金属若干名、工業化学若干名、少年補導専門官若干名
- 3 試験の程度  
大学卒業程度
- 4 対象となる職  
行政職給料表の職務の級1級の職又はこれに相当する職
- 5 給 与  
この試験に合格し採用された者が「山形県職員等の給与に関する条例」の適用を受ける場合の給料は原則として次表のとおりである。このほか、同条例等の定めるところにより諸手当が支給される。  
なお、公営企業の管理者が定める職に採用された場合もこれとほぼ同額の給料及び諸手当が支給される。

| 適 用 給 料 表   | 給 料      |
|-------------|----------|
| 行 政 職 給 料 表 | 1 級25号給  |
| 研 究 職 給 料 表 | 2 級 1 号給 |

## 6 受験資格

次のいずれかに該当する者。ただし、日本の国籍を有しない者（試験区分「電子」「金属」「工業化学」は除く。）及び地方公務員法第16条の規定に該当する者は受験できない。

(1) 昭和43年4月2日から昭和61年4月1日までに生まれた者

(2) 昭和61年4月2日以降に生まれた者で次に掲げる者

学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業した者又は平成20年3月までに卒業見込みの者  
人事委員会が に掲げる者と同等の資格があると認める者

なお、次の試験区分については、右欄の資格要件を満たす者に限り受験できる。

| 試験区分  | 資格要件                                                                 |
|-------|----------------------------------------------------------------------|
| 福祉・心理 | 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第19条に定める社会福祉主事の任用資格を有する者又は平成20年3月までに当該資格を取得する見込みの者 |

## 7 第1次試験

## (1) 試験種目

教養試験(多枝選択式)、専門試験(多枝選択式)

専門試験の出題分野は、別表1のとおりである。

## (2) 試験の実施日

平成19年6月24日(日)

## (3) 試験地

山形市

## (4) 第1次試験合格者発表

平成19年7月5日(木)(予定)に山形県庁屋外掲示場に合格者の試験区分及び受験番号を掲示して発表する。

なお、合格者には書面で通知する。

## 8 第2次試験

## (1) 試験種目

総合試験(記述式)、人物試験及び身体測定。ただし、身体測定は少年補導専門官についてのみ実施する。身体測定の基準は、別表2のとおりである。

## (2) 試験の実施日(予定)

平成19年7月15日(日)及び7月23日(月)から7月27日(金)までのうち指定する1日

## (3) 試験地

山形市

## 9 最終合格者発表

平成19年8月下旬に、山形県庁屋外掲示場に合格者の試験区分及び受験番号を掲示して発表する。

なお、合格者には書面で通知する。

## 10 採用候補者名簿及び採用方法

最終合格者はそれぞれの試験区分ごとに作成される採用候補者名簿に得点順に記載され、採用はこの名簿に記載された者の中から行われる。

## 11 受験手続

## (1) 受験申込書の交付

受験申込書は、山形県人事委員会事務局、山形県東京事務所、山形県大阪事務所、山形県名古屋事務所、各総合支庁総務企画部総務課、西村山総務課、北村山総務課及び西置賜総務課において交付する。

また、山形県のホームページ(<http://www.pref.yamagata.jp/>)からもダウンロードできる。

なお、郵便で受験申込書の請求を行う場合は、封筒の表に「大卒程度請求」と朱書きし、140円切手をはったあて先明記の返信用封筒(角形2号)を必ず同封すること。

## (2) 受験の申込み

受験希望者は、受験申込書に必要事項を記入し、80円切手をはったあて先明記の受験票送付用封筒(長形3号封筒)を添付のうえ、山形県人事委員会事務局(山形市松波二丁目8番1号 郵便番号 990-8570)に郵送又は直接持参するか、山形県及び県内市町村の電子申請のホームページ(<http://www.e-yamagata.lg.jp/>)からインターネットにより申し込むこと。

なお、郵送により提出する場合は、封筒の表に「 受験」( は試験区分名。)と朱書するとともに、配達記録郵便又は簡易書留等の確実な方法によること。

## (3) 受験申込期間

郵送又は持参による申込の場合は、平成19年5月18日(金)から6月4日(月)まで(持参の場合は、土曜日及び日曜日を除く午前8時30分から午後5時15分まで。)なお、郵送による申込みは、平成19年6月4日(月)までの消印のあるものに限り受け付ける。

インターネットによる申込の場合は、平成19年5月18日(金)から5月28日(月)まで。平成19年5月28日(月)

午後11時59分までに山形県が受信したものに限り受け付ける。

## 12 その他

- (1) 受験手続その他受験に関する問い合わせは、山形県人事委員会事務局に行うこと。
- (2) 受験に関する問い合わせを郵便で行う場合には、80円切手をはったあて先明記の返信用封筒を同封すること。
- (3) 試験の詳細については、別に受験案内が作成されているので参照すること。

## 別表1

### 専門試験出題分野一覧表

| 試 験     | 試験区分                                               | 出 題 分 野                                                                       | 出題形式      |
|---------|----------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------|-----------|
| 第1次     | 行 政                                                | 政治学、行政学、憲法、行政法、民法、刑法、労働法、経済学、財政学、社会政策、国際関係、経営学                                | 多 枝 選 択 式 |
|         | 警 察 行 政                                            | 政治学、行政学、憲法、行政法、民法、刑法、労働法、経済学、財政学、社会政策、国際関係、経営学                                |           |
|         | 福 祉 ・ 心 理                                          | 社会福祉概論(社会保障を含む。)社会学概論、社会心理学、一般心理学、教育心理学、応用心理学、発達心理学、社会調査、統計学                  |           |
|         | 総 合 土 木                                            | 数学・物理、応用力学、水理学、土質工学、測量、都市計画、土木計画、材料・施工、農業水利、土地改良、農業造構                         |           |
|         | 建 築                                                | 数学・物理、構造力学、材料学、環境原論、建築史、建築構造、建築計画、都市計画、建築設備、建築施工                              |           |
|         | 化 学                                                | 数学・物理、物理化学、分析化学、無機化学・無機工業化学、有機化学・有機工業化学、化学工学                                  |           |
|         | 一 般 農 業                                            | 栽培学汎論、作物学、園芸学、育種遺伝学、植物病理学、昆虫学、土壤肥料学、植物生理学、畜産一般、農業経済一般、食品化学・食品貯蔵加工学、家政学一般、農村計画 |           |
|         | 林 業                                                | 林業政策、林業経営学、造林学、林業工学、林産一般、砂防工学                                                 |           |
|         | 電 気                                                | 数学・物理、電磁気学・電気回路、電気計測・制御、電気機器・電力工学、電子工学、情報・通信工学                                |           |
|         | 電 子                                                | 数学・物理、電磁気学・電気回路、電気計測・制御、電気機器・電力工学、電子工学、情報・通信工学                                |           |
|         | 金 属                                                | 数学・物理、鑄造工学、溶接工学、金属組織学、金属物理学、金属材料学、材料試験法、金属化学                                  |           |
|         | 工 業 化 学                                            | 数学・物理、物理化学、分析化学、無機化学・無機工業化学、有機化学・有機工業化学、化学工学                                  |           |
| 少年補導専門官 | 社会福祉概論(社会保障を含む。)社会学概論、社会心理学、一般心理学、教育心理学、応用心理学、社会調査 |                                                                               |           |

## 別表 2

## 身体測定基準 (少年補導専門官のみ)

| 項 目   | 基 準                                    |
|-------|----------------------------------------|
| 視 力   | 裸眼又は矯正視力が両眼で0.8以上、かつ一眼でそれぞれ0.5以上であること。 |
| 聴 力   | 正常であること。                               |
| 色 覚   | 正常であること。                               |
| そ の 他 | 職務遂行に支障のないこと。                          |

## 山形県人事委員会告示第 2 号

平成19年度山形県警察官採用試験を次のとおり実施する。

平成19年 5月11日

山 形 県 人 事 委 員 会  
委 員 長 古 澤 茂 堂

## 1 試験の名称

平成19年度山形県警察官採用試験

## 2 試験区分及び採用予定人員

警察官 A (男性) 約55名、警察官 A (女性) 若干名、警察官 A (武道指導・柔道) 若干名、警察官 A (武道指導・剣道) 若干名、警察官 B (男性) 約25名、警察官 B (女性) 若干名

## 3 試験の程度

警察官 A (男性)、警察官 A (女性)、警察官 A (武道指導・柔道) 及び警察官 A (武道指導・剣道) は大学卒業程度、警察官 B (男性) 及び警察官 B (女性) は高等学校卒業程度

## 4 対象となる職

公安職給料表の職務の級 1 級の職

## 5 給 与

この試験に合格し採用された者は「山形県職員等の給与に関する条例」の適用を受け、その場合の給料は原則として警察官 A (男性)、警察官 A (女性)、警察官 A (武道指導・柔道) 及び警察官 A (武道指導・剣道) は、公安職給料表 1 級21号給で、警察官 B (男性) 及び警察官 B (女性) は、公安職給料表 1 級 1 号給であり、このほか同条例等の定めるところにより諸手当が支給される。

## 6 受験資格

この試験の受験資格は、別表 1 のとおりである。ただし、日本の国籍を有しない者及び地方公務員法第16条の規定に該当する者は、受験できない。

## 7 第 1 次試験

## (1) 試験種目

教養試験 (多枝選択式)、身体測定 1、体力検査 1、実技試験 (警察官 A (武道指導・柔道) 及び警察官 A (武道指導・剣道) のみ。)

身体測定 1 の基準は、別表 2 のとおりである。

## (2) 試験の実施日

警察官 A (男性) 及び警察官 A (女性) は平成19年 7月 8日 (日)、警察官 A (武道指導・柔道) 及び警察官 A (武道指導・剣道) は平成19年 7月 8日 (日) 及び 9日 (月)、警察官 B (男性) 及び警察官 B (女性) は平成19年 9月16日 (日)

## (3) 試験地

警察官 A (男性)、警察官 A (女性)、警察官 A (武道指導・柔道) 及び警察官 A (武道指導・剣道) は山形市、鶴岡市及び酒田市。ただし、警察官 A (武道指導・柔道) 及び警察官 A (武道指導・剣道) の第 2 日目は天童市。警察官 B (男性) 及び警察官 B (女性) は山形市、鶴岡市、酒田市、新庄市及び南陽市。

## (4) 第1次試験合格者発表

警察官A(男性)、警察官A(女性)、警察官A(武道指導・柔道)及び警察官A(武道指導・剣道)については平成19年7月19日(木)(予定)に、警察官B(男性)及び警察官B(女性)については、平成19年10月4日(木)(予定)に、山形県庁及び県内各警察署の屋外掲示場に合格者の試験区分及び受験番号を掲示して発表する。

なお、合格者には書面で通知する。

## 8 第2次試験

## (1) 試験種目

作文試験、人物試験1、人物試験2、体力検査2、身体検査、身体測定2  
身体測定2の基準は、別表3のとおりである。

## (2) 試験の実施日(予定)

警察官A(男性)、警察官A(女性)、警察官A(武道指導・柔道)及び警察官A(武道指導・剣道)については、平成19年7月29日(日)及び8月上旬の指定する1日、警察官B(男性)及び警察官B(女性)については、平成19年10月21日(日)及び11月上旬の指定する1日

## (3) 試験地

警察官A(男性)、警察官A(女性)、警察官A(武道指導・柔道)及び警察官A(武道指導・剣道)については、第1回目の試験は天童市、第2回目の試験は山形市。警察官B(男性)及び警察官B(女性)は山形市。

## 9 最終合格者発表

警察官A(男性)、警察官A(女性)、警察官A(武道指導・柔道)及び警察官A(武道指導・剣道)については、平成19年8月下旬に、警察官B(男性)及び警察官B(女性)については、平成19年11月下旬に、山形県庁及び県内各警察署の屋外掲示場に合格者の試験区分及び受験番号を掲示して発表する。

なお、第2次試験受験者全員に書面で通知する。

## 10 採用候補者名簿及び採用方法

最終合格者は、それぞれの試験区分ごとに作成される採用候補者名簿に得点順に記載され、採用はこの名簿に記載された者の中から行われる。

## 11 受験手続

## (1) 受験申込書の交付

受験申込書は、山形県人事委員会事務局、山形県警察本部警務課、県内各警察署・交番・駐在所、山形県東京事務所、山形県大阪事務所、山形県名古屋事務所、各総合支庁総務企画部総務課、西村山総務課、北村山総務課及び西置賜総務課において交付する。

また、山形県のホームページ(<http://www.pref.yamagata.jp/>)からもダウンロードできる。

なお、受験申込書の請求を郵便で行う場合は、封筒の表に、例えば「警察官A請求」と朱書きし、140円切手をはったあて先明記の返信用封筒(角形2号封筒)を必ず同封して、山形県警察本部警務課(山形市松波二丁目8番1号 郵便番号990-8577)あて請求すること。

## (2) 受験の申込み

ア 受験申込書に所要事項を記入し、山形県警察本部警務課若しくは県内各警察署警務係に持参又は山形県警察本部警務課あてに郵送により提出するか、山形県及び県内市町村の電子申請のホームページ「やまがたe申請」(<http://www.e-yamagata.lg.jp/>)からインターネットにより申込みこと。なお、郵送により提出する場合は、封筒の表に、例えば「警察官A(男性)受験」等と朱書きするとともに、配達記録郵便又は簡易書留等の確実な方法によること。

イ 郵送又は持参による申込みの場合は、受験申込書を提出するときは、80円切手をはったあて先明記の受験票送付用封筒(長形3号封筒)を添付すること。

## (3) 受験申込期間

郵送又は持参による申込みの場合は、警察官A(男性)、警察官A(女性)、警察官A(武道指導・柔道)及び警察官A(武道指導・剣道)については、平成19年6月1日(金)から6月25日(月)まで、警察官B(男性)及び警察官B(女性)については、平成19年8月3日(金)から8月27日(月)まで(持参の場合は、土曜日及び日曜日を除く午前8時30分から午後5時15分まで。)

なお、郵送による申込みは、警察官A(男性)、警察官A(女性)、警察官A(武道指導・柔道)及び警察官A(武道指導・剣道)については、平成19年6月25日(月)まで、警察官B(男性)及び警察官B(女性)については、平成19年8月27日(月)までの消印のあるものに限り受け付ける。

インターネットによる申込の場合は、警察官A(男性)、警察官A(女性)、警察官A(武道指導・柔道)及び警察官A(武道指導・剣道)については、平成19年6月1日(金)から平成19年6月18日(月)まで、警察官B(男性)及び警察官B(女性)については、平成19年8月3日(金)から平成19年8月20日(月)まで。それぞれ申込期間の最終日の午後11時59分までに山形県が受信したものに限り受け付ける。

## 12 その他

- (1) 受験手続その他受験に関する問い合わせは、山形県人事委員会事務局、山形県警察本部警務課、県内各警察署、交番又は駐在所に行くこと。
- (2) その他受験に関する問い合わせ等を郵便によって行う場合は、80円切手をはったあて先明記の返信用封筒を必ず同封すること。
- (3) 試験の詳細については、別に受験案内が作成されているので参照すること。

別表1

| 試験区分               | 受 験 資 格                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|--------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 警察官 A<br>(男性)      | 昭和47年4月2日から平成2年4月1日までに生まれた男性。ただし、次のいずれかに該当する者に限る。<br>(1) 学校教育法による大学(短期大学を除く。)を卒業した者又は平成20年3月までに卒業見込みの者<br>(2) 人事委員会が(1)に掲げる者と同等の資格があると認める者                                                                                                                                        |
| 警察官 A<br>(女性)      | 昭和47年4月2日から平成2年4月1日までに生まれた女性。ただし、次のいずれかに該当する者に限る。<br>(1) 学校教育法による大学(短期大学を除く。)を卒業した者又は平成20年3月までに卒業見込みの者<br>(2) 人事委員会が(1)に掲げる者と同等の資格があると認める者                                                                                                                                        |
| 警察官 A<br>(武道指導・柔道) | 昭和47年4月2日から平成2年4月1日までに生まれた男性。ただし、次の(1)又は(2)に該当する者で、(3)及び(4)の要件をすべて満たす者に限る。<br>(1) 学校教育法による大学(短期大学を除く。)を卒業した者又は平成20年3月までに卒業見込みの者<br>(2) 人事委員会が(1)に掲げる者と同等の資格があると認める者<br>(3) 柔道の段位が3段以上の者又は平成20年3月までに3段を取得する見込みの者<br>(4) 全日本柔道連盟若しくはこれに加盟する団体が行う競技会又はそれに相当すると認められる競技会において優秀な成績をあげた者 |
| 警察官 A<br>(武道指導・剣道) | 昭和47年4月2日から平成2年4月1日までに生まれた男性。ただし、次の(1)又は(2)に該当する者で、(3)及び(4)の要件をすべて満たす者に限る。<br>(1) 学校教育法による大学(短期大学を除く。)を卒業した者又は平成20年3月までに卒業見込みの者<br>(2) 人事委員会が(1)に掲げる者と同等の資格があると認める者<br>(3) 剣道の段位が3段以上の者又は平成20年3月までに3段を取得する見込みの者<br>(4) 全日本剣道連盟若しくはこれに加盟する団体が行う競技会又はそれに相当すると認められる競技会において優秀な成績をあげた者 |
| 警察官 B<br>(男性)      | 昭和47年4月2日から平成2年4月1日までに生まれた男性。ただし、次のいずれかに該当する者を除く。<br>(1) 学校教育法による大学(短期大学を除く。)を卒業した者又は平成20年3月までに卒業見込みの者<br>(2) 人事委員会が(1)に掲げる者と同等の資格があると認める者                                                                                                                                        |
| 警察官 B<br>(女性)      | 昭和47年4月2日から平成2年4月1日までに生まれた女性。ただし、次のいずれかに該当する者を除く。<br>(1) 学校教育法による大学(短期大学を除く。)を卒業した者又は平成20年3月までに卒業見込みの者<br>(2) 人事委員会が(1)に掲げる者と同等の資格があると認める者                                                                                                                                        |



別表 2

| 試 験 区 分                                                                  | 項 目   | 基 準                |
|--------------------------------------------------------------------------|-------|--------------------|
| 警察官 A (男性)<br>警察官 A (武道指<br>導・柔道) 警察官<br>A (武道指導・剣<br>道) 及び警察官 B<br>(男性) | 身 長   | 160センチメートル以上であること。 |
|                                                                          | 体 重   | 47キログラム以上であること。    |
|                                                                          | 胸 囲   | 78センチメートル以上であること。  |
|                                                                          | そ の 他 | 職務遂行に支障のないこと。      |
| 警察官 A (女性)<br>及び警察官 B (女<br>性)                                           | 身 長   | 155センチメートル以上であること。 |
|                                                                          | 体 重   | 43キログラム以上であること。    |
|                                                                          | そ の 他 | 職務遂行に支障のないこと。      |

別表 3

| 試 験 区 分 | 項 目 | 基 準                                    |
|---------|-----|----------------------------------------|
| 全 区 分   | 視 力 | 裸眼又は矯正視力が両眼で0.8以上、かつ一眼でそれぞれ0.5以上であること。 |
|         | 聴 力 | 正常であること。                               |
|         | 色 覚 | 正常であること。                               |

## 公 告

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、山形県税務総合電算システム再構築に係る開発運用業務の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成19年5月11日

山形県知事 齋 藤 弘

### 1 入札の場所及び日時

- (1) 場 所 山形市松波二丁目8番1号 山形県庁入札室(2階)
- (2) 日 時 平成19年6月20日(水) 午前11時

### 2 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務の名称及び数量 山形県税務総合電算システム再構築に係る開発運用業務 一式
- (2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 契約期間 契約締結の日から平成24年3月31日まで
- (4) 履行場所 入札説明書による。
- (5) 入札方法 総額により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

また、落札者の決定は、入札価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式をもって行うため、総合評価のための提案書等を入札書とともに提出すること。

## 3 入札参加者の資格

(1)から(5)までに掲げる要件をすべて満たす者であること。ただし、共同企業体にあつては、(6)から(10)までに掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (2) 平成19年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（平成19年1月30日付け県公報第1811号）により公示された資格を有すること。
- (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 過去5年以内に都道府県の税務システム全般に関するコンサルティング、システム設計、システム構築、システム運用管理等の業務を受託した実績があること（共同企業体の構成員として当該業務を受託し、当該業務の主たる部分を実施した実績があることを含む。）を証明できること。
- (5) 2の(1)の役務に関し、遂行可能な体制が十分に整備されており、当該役務を確実に提供できることを証明できること。
- (6) 共同企業体のすべての構成員が(1)から(3)までの要件を満たしていること。
- (7) 共同企業体のいずれかの構成員が(4)及び(5)の要件を満たしていること。
- (8) 共同企業体の代表構成員は、出資比率が最大の構成員であること。
- (9) 共同企業体は、自主結成されたものであり、共同企業体協定書を締結していること。
- (10) 共同企業体の各構成員は、他の共同企業体の構成員として又は単独で本件入札に参加していないこと。

## 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等

山形市松波二丁目8番1号 山形県総務部税政課税務電算担当 電話番号023(630)2569

## 5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号）第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

## 6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他山形県財務規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

## 7 落札者の決定の方法

## (1) 落札者の決定方法

イ 2の(5)による入札価格が山形県財務規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内であり、有効な入札を行っている者のうち、落札者決定基準（技術評価基準）により算出された技術点及び入札価格による価格点の合計点が最も高い者を落札者とする。

ロ イの合計点の最も高い者が2人以上あるときは、技術点が高い者を落札者とする。

なお、それぞれの技術点と価格点と同じ場合は、入札価格が低い者を落札者とする。

さらに、入札価格も同額の場合は、入札参加者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、くじ引きに立ち会わない者又はくじを引かない者がいるときは、その者に代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせて決定する。

ハ この入札は、山形県低入札価格調査制度を適用することから、設定された低入札価格調査基準価格を下回った入札を行った者は、落札者とならない場合があり得る。

- (2) 技術点及び価格点の配分 点数については1,000点満点とし、うち技術点を800点、価格点を200点とする。なお、技術点の内訳は次のとおりとする。

| 評価項目（大項目）     | 項目数 | 配点  |
|---------------|-----|-----|
| A 開発の方向性      | 5   | 100 |
| B 開発手法・システム構築 | 12  | 240 |
| C システム共通      | 11  | 220 |
| D プロジェクト管理    | 9   | 180 |

|       |    |     |
|-------|----|-----|
| E その他 | 3  | 60  |
| 合計    | 40 | 800 |

(3) 技術点の評価方法 落札者決定基準（技術評価基準）で指定する各評価項目の配点の上限の範囲内で、技術点を付与する。

(4) 価格点の評価方法 2の(5)による入札価格に応じ、次に掲げる方法により点数化するものとする。  
 価格点 = 200点 × (1 - 入札価格 × 1.05 / 予定価格)

8 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 その他

(1) この公告による入札に参加を希望する者は、競争入札参加資格確認申請書並びに3の(4)及び(5)に係る事項を証明する書類（共同企業体にあつては、3の(6)から(10)までに係る事項を証明する書類。以下「証明書等」という。）を平成19年5月31日（木）午前11時までに提出すること。この場合において、証明書等を提出した者は、入札日の前日までに証明書等に関し説明又は協議を求められた場合は、それに応じるものとする。

(2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定め並びに個人情報の保護に関する定めを設けるものとする。

(3) この入札及び契約については、県の都合により、調達手続の停止等があり得る。

(4) 詳細については、入札説明書による。

10 Summary

(1) Nature and quantity of the service to be required: Construction operation for Yamagata Prefectural Integrated Computer Tax System: 1 set

(2) Time-limit for tender: 11:00 A.M. June 20, 2007

(3) Contact point for the notice : Computer Tax Systems Section, Tax Administration Division, General Affairs Department, Yamagata Prefectural Government, 8-1 Matsunami 2-chome, Yamagata-shi, Yamagata-ken 990-8570 Japan TEL 023-630-2569

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証について申請があった。

平成19年5月11日

山形県知事 齋 藤 弘

1 申請のあった年月日

平成19年4月25日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

(1) 名称

特定非営利活動法人 桜こどもクラブ

(2) 代表者の氏名

吉田 和夫

(3) 主たる事務所の所在地

山形市桜田西一丁目4番10号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、会員の共同による運営の下、保育が必要とされる小学校児童の豊かで安全な生活の場を築くことによって、児童の心身ともに健やかな発展を援助するとともに、健全で豊かな地域社会の確立をはかることを目的とする。

農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号。以下「法」という。)第8条第1項の規定により、農地保有合理化事業の実施に関する規程の変更を次のとおり承認した。

平成19年5月11日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 農地保有合理化事業を行う者の名称及び住所  
天童市農業協同組合  
天童市老野森二丁目1番1号
- 2 農地保有合理化事業の実施地域  
天童市における農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第6条第1項の規定により指定された農業振興地域
- 3 農地保有合理化事業の種類  
(1) 法第4条第2項第1号に規定する農地売買等事業  
(2) 法第4条第2項第2号に規定する農地売渡信託等事業  
(3) 法第4条第2項第2号の2に規定する農地貸付信託事業  
(4) 法第4条第2項第3号に規定する農業生産法人出資育成事業  
(5) 法第4条第2項第4号に規定する研修等事業
- 4 承認年月日  
平成19年3月15日

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、A重油の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

平成19年5月11日

山形県立図書館長 三 澤 雄 一

- 1 入札の場所及び日時  
(1) 場 所 山形市緑町一丁目2番36号 山形県生涯学習センター 3階 第2研修室  
(2) 日 時 平成19年6月1日(金) 午前10時30分(郵便による入札は不可とする。)
- 2 入札に付する事項  
(1) 調達をする物品の名称及び予定数量 A重油 90,000リットル  
(2) 調達をする物品の仕様等 日本工業規格K2205 1種1号  
(3) 契約期間及び納入方法 平成19年6月1日から平成20年3月31日までの間において指定する納入日に指定する数量を大型ローリー車で納入すること。  
(4) 納入場所 山形市緑町一丁目2番36号 山形県立図書館内 指定場所  
(5) 入札方法 1リットル当たりの単価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。  
なお、入札書に記載する見積金額は、小数点以下2桁までとする。
- 3 入札参加者の資格  
次に掲げる要件をすべて満たす者であること。  
(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しないこと。  
(2) 1年以上引き続き業として当該競争入札に付する契約に係る業務を営んでいること。  
(3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。  
(4) 山形県財務規則(昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。)第125条第6項の競争入札参加資格者名簿に登載されていること。  
(5) 県内に事業所(本店、支店又は営業所)を有すること。  
(6) 当該競争入札に付する契約に係る営業に関し、法令の規定により許可、認可、登録その他の処分を受けていること。  
(7) 大型ローリー車による地下タンクへの給油が可能であること。  
(8) 発注後、翌日以内の納品が可能であること。
- 4 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び契約に関する事務を担当する部局等

- (1) 契約条項を示す場所及び契約に関する事務を担当する部局等  
山形市緑町一丁目2番36号 山形県立図書館総務課 電話番号023(631)2523
- (2) 入札説明書の交付場所等 山形県立図書館総務課で交付するほか、山形県のホームページ (<http://www.pref.yamagata.jp/>) からダウンロードできる。
- 5 入札保証金及び契約保証金
  - (1) 入札保証金 免除する。
  - (2) 契約保証金 契約金額に2の(1)の予定数量を乗じて得た金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、規則第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。
- 6 入札の無効  
入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。
- 7 その他
  - (1) この公告による入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格審査申請書を平成19年5月23日(水)午後5時までに山形県立図書館総務課に提出すること。
  - (2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定めを設けるものとする。
  - (3) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。
  - (4) 詳細については入札説明書による。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、ガスクロマトグラフ質量分析装置の賃貸借及び保守の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

平成19年5月11日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 入札の場所及び日時
  - (1) 場 所 山形市松波二丁目8番1号 山形県警察本部101会議室(1階)
  - (2) 日 時 平成19年6月11日(月) 午後1時30分
- 2 入札に付する事項
  - (1) 調達をする物品及び役務の名称及び数量  
ガスクロマトグラフ質量分析装置の賃貸借及び保守 一式
  - (2) 調達をする物品及び役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
  - (3) 契約期間 平成19年9月1日から平成25年8月31日まで
  - (4) 履行場所 入札説明書による。
  - (5) 入札方法 (3)の契約期間に掲げる期間に相当する賃貸額の総価のうち7か月分に相当する金額により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 3 入札参加者の資格  
次に掲げる要件をすべて満たす者であること。
  - (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に該当する者でないこと及び同条第2項各号のいずれかに該当する事実があった後、2年を経過しない者でないこと。
  - (2) 山形県財務規則(昭和39年3月県規則第9号)第125条第6項の競争入札参加資格者名簿に登載されていること。
  - (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止を受けていないこと。
  - (4) 当該賃貸借物品に関し、確実なアフターサービス・メンテナンスを行う体制が整備されていることを証明できること。
  - (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等  
山形市松波二丁目8番1号 山形県警察本部科学捜査研究所 電話番号023(626)0110

## 5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

## 6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他山形県財務規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効である。

## 7 落札者の決定の方法

山形県財務規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札(有効な入札に限る。)をした者を落札者とする。

## 8 契約の手續において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

## 9 その他

- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、競争入札参加資格確認申請書、3の(4)に係る証明書、納入計画書その他必要な書類(以下「納入仕様書等」という。)を平成19年5月22日(火)午後4時まで提出すること。この場合において、納入仕様書等を提出した者は、入札日の前日までに当該納入仕様書等に関し説明又は協議を求められた場合は、それに応じるものとする。
- (2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定めを設けるものとする。
- (3) この入札及び契約は、県の都合により調達手續の停止等があり得る。
- (4) 詳細については入札説明書による。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、ICカード化運転免許証追記装置の賃貸及び保守について、一般競争入札を次のとおり行う。

平成19年5月11日

山形県知事 齋 藤 弘

## 1 入札の場所及び日時

- (1) 場 所 山形市松波二丁目8番1号 山形県警察本部201会議室(2階)
- (2) 日 時 平成19年6月11日(月)午後2時

## 2 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品及び役務の名称及び数量 ICカード化運転免許証追記装置の賃貸及び保守 一式
- (2) 調達をする物品及び役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 契約期間 平成19年9月1日から平成24年8月31日まで
- (4) 履行場所 入札説明書による。
- (5) 入札方法 (3)の契約期間に掲げる期間に相当する料金の総価のうち7か月分に相当する金額により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 3 入札参加者の資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 山形県財務規則(昭和39年3月県規則第9号)第125条第6項の競争入札参加資格者名簿に登載されていること。
- (2) 当該賃貸物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスを行う体制が整備されていることを証明できること。
- (3) 8の(1)により提出された納入仕様書等により、基本的仕様、特質等が満たされ、使用目的に耐え得ることが証明できること。

## 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等

天童市大字高楯1300番地 山形県警察本部交通部運転免許課 電話番号023(655)2150

## 5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除する。
  - (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。
- 6 入札の無効
- 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他山形県財務規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効である。
- 7 落札者の決定の方法
- 山形県財務規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札(有効な入札に限る。)をした者を落札者とする。
- 8 その他
- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、3の(2)に係る証明書、納入仕様書その他必要な書類(以下「納入仕様書等」という。)を平成19年5月24日(木)午後4時までに提出すること。この場合において、納入仕様書等を提出した者は、入札日の前日までに当該納入仕様書等に関し説明又は協議を求められた場合は、それに応じるものとする。
  - (2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定めを設けるものとする。
  - (3) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。
  - (4) 詳細については入札説明書による。

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成19年5月11日

山形県立日本海病院長 新 澤 陽 英

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量  
A重油(JIS1種2号)1,637キロリットル(予定数量)
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
山形県立日本海病院総務課施設係  
酒田市あきほ町30番地 電話番号0234(26)2001
- 3 落札者を決定した日 平成19年3月23日
- 4 落札者の名称及び所在地  
長井石油株式会社 長井市十日町一丁目2番32号
- 5 落札金額 57.12円(1リットル当たり)
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 山形県物品等又は特定役務の調達手続の特例に関する規則(平成7年12月県規則第95号。)第3条の公告を行った日 平成19年2月6日

正 誤

|          |            |     |   |
|----------|------------|-----|---|
| 発行年月日    | 県公報<br>番 号 | ページ | 行 |
| 平成19.5.1 | 第1837号     | 741 | 6 |

誤

|                                                                                                                                                                                          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 建設機械の稼働<br>資材及び機械の運搬に用いる車両の運行<br>廃棄物の運搬その他の車両の運行<br>利用者の車両その他の車両の運行<br>土石又は鉱物の運搬その他の車両の運行<br>製品等の運搬その他の車両の運行<br>自動車の走行<br>廃棄物焼却施設の稼働<br>し尿処理施設の稼働<br>工場の稼働<br>工場等における事業活動<br>下水道終末処理場の稼働 | <p>1 調査すべき情報</p> <p>イ 二酸化窒素の濃度の状況</p> <p>ロ 気象の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報(次に掲げる情報については、それぞれ次に定める方法を用いられたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>イ 二酸化窒素の濃度の状況<br/>二酸化窒素に係る環境基準に規定する二酸化窒素の濃度の測定の方法</p> <p>ロ 風の状況<br/>気象業務法施行規則(昭和27年運輸省令第101号)第1条の2の表第1号トに規定する風の観測の方法(気象庁が観測した場合に限る。)又は同省令第1条の3第1項の表第6号イに規定する風向の観測の方法及び同号ロに規定する風速の観測の方法</p> <p>3 調査地域</p> <p>二酸化窒素の拡散の特性を踏まえて二酸化窒素に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点</p> <p>二酸化窒素の拡散の特性を踏まえて調査地域における二酸化窒素に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等</p> <p>二酸化窒素の拡散の特性を踏まえて調査地域における二酸化窒素に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p> |
|                                                                                                                                                                                          | <p>1 調査すべき情報</p> <p>イ 二酸化窒素の濃度の状況</p> <p>ロ 気象の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報(次に掲げる情報については、それぞれ次に定める方法を用いられたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>イ 二酸化窒素の濃度の状況<br/>二酸化窒素に係る環境基準に規定する二酸化窒素の濃度の測定の方法</p> <p>ロ 風の状況<br/>気象業務法施行規則第1条の2の表第1号トに規定する風の観測の方法(気象庁が観測</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |

正

|                                                                                                              |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 建設機械の稼働<br>資材及び機械の運搬に用いる車両の運行<br>廃棄物の運搬その他の車両の運行<br>利用者の車両その他の車両の運行<br>土石又は鉱物の運搬その他の車両の運行<br>製品等の運搬その他の車両の運行 | <p>1 調査すべき情報</p> <p>イ 二酸化窒素の濃度の状況</p> <p>ロ 気象の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報(次に掲げる情報については、それぞれ次に定める方法を用いられたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>イ 二酸化窒素の濃度の状況<br/>二酸化窒素に係る環境基準に規定する二酸化窒素の濃度の測定の方法</p> <p>ロ 風の状況<br/>気象業務法施行規則(昭和27年運輸省令第101号)第1条の2の表第1号トに規定する風の観測の方法(気象庁が観測した場合に限る。)又は同省令第1条の3第1項の表第6号イに規定する風向の観測の方法及び同号ロに規定する風速の観測の方法</p> <p>3 調査地域</p> <p>二酸化窒素の拡散の特性を踏まえて二酸化窒素に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点</p> <p>二酸化窒素の拡散の特性を踏まえて調査地域における二酸化窒素に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等</p> <p>二酸化窒素の拡散の特性を踏まえて調査地域における二酸化窒素に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p> |
|                                                                                                              | <p>自動車の走行<br/>廃棄物焼却施設の稼働<br/>し尿処理施設の稼働<br/>工場の稼働<br/>工場等における事業活動<br/>下水道終末処理場の稼働</p> <p>1 調査すべき情報</p> <p>イ 二酸化窒素の濃度の状況</p> <p>ロ 気象の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報(次に掲げる情報については、それぞれ次に定める方法を用いられたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>イ 二酸化窒素の濃度の状況<br/>二酸化窒素に係る環境基準に規定する二酸化窒素の濃度の測定の方法</p> <p>ロ 風の状況<br/>気象業務法施行規則第1条の2の表第1号トに規定する風の観測の方法(気象庁が観測</p>                                                                                                                                                                                                                                                              |